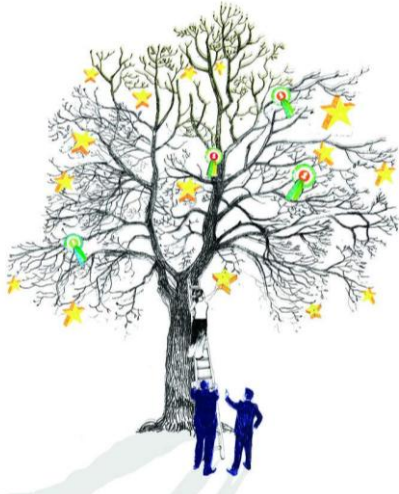


9 September 2014

Tax Alert



今回の Grant Thornton (Vietnam) の Tax alert では、以下の論点について最新の情報をお届け致します。

- (1) 中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する2014年7月15日付け科学技術省 Circular No. 20/2014/TT-BKHCHN の施行停止に関する2014年8月29日付け科学技術大臣決定 Decision No. 2279/QD-BKHCHN
- (2) 税務行政の手續改革のための2014年8月25日付け財政省 Circular No. 119/2014/TT-BTC
- (3) 外国契約者税（源泉税）に関する2014年8月6日付け財政省 Circular 103/2014/TT-BTC
- (4) 法人所得税の優遇対象とならない2009年から2013年までの期間における拡張投資による追加所得の計算方法に関する2014年8月15日付け税務総局ガイダンス Official Letter No. 3311/TCT-CS、および、

(5) 欠損金繰越しに関する2014年8月11日付け税務総局ガイダンス Official letter No. 3144/TCT-CS

1. 中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する2014年7月15日付け科学技術省 Circular No. 20/2014/TT-BKHCHN の施行停止に関する2014年8月29日付け科学技術大臣決定 Decision No. 2279/QD-BKHCHN

これによれば、中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する2014年7月15日付け科学技術省 Circular No. 20/2014/TT-BKHCHN に対して、科学技術大臣は、**2014年9月1日**からの施行の停止決定を出しました。

2. 税務行政の手續改革のための2014年8月25日付け財政省 Circular No. 119/2014/TT-BTC

税務・税関の分野における管理強化および行政手續改革に関する2014年8月5日付け首相指示 Directive No. 24/CT-TTg 実施のため、財政省は、いくつかのガイダンスの一部条項を修正・補足する Circular No. 119/2014/TT-BTC を発行しました。財政省によれば、**この税務行政手續改革により、企業側の税額計算や税務申告に要する時間が201.5時間減少する**とのこと。

税務総局は、税務行政手續の改革・簡素化に関する Circular No. 119/2014/TT-BTC の新しい内容を紹介する2014年8月26日付け Official Letter No. 3609/TCT-CS を各省・中央直轄市の税務局へ送付して、納税者が適切に実施できるよう通知を指示しています。留意すべき税務行政手續改革としては、以下のようなものがあります。

- 製造事業過程が継続される

- 物品・半製品に対する付加価値税 (“VAT”) の申告計算規定の廃止。
- 輸出物品が返品となり再輸入される場合のVATの申告計算規定の廃止。
- 新規設立企業がVATの控除法を採用届出する際に要請される10億VND以上の資産・機械・設備の投資・購入条件の廃止。
- 輸出物品・サービスに対するVAT還付の書類・手続で要請される販売インボイスの条件の廃止（通関書類であるコマーシャル・インボイスを使用すれば良い）。
- 取引に関わる適切な契約書および証票のあるリース、無償貸与または返却の対象となる機械・設備・資材・物品の出庫に伴うインボイス発行、VATの申告計算義務の廃止。
- 購入・販売などした物品サービスのインボイス情報を記載する項目の簡素化。
- 本 Circular が規定する新しい手続きおよび様式の適用について、準備期間が必要な場合、2014年10月31日までは、現行規定に基づく手続きおよび様式、または、新規定に基づく手続きおよび様式のいずれかの選択を自ら行い実施すれば良く、税務当局への通知または届出を行う必要は無い。

Circular 119/2014/TT-BTC は、2014年9月1日から発効します。

3. 外国契約者税（源泉税）に関する2014年8月6日付け財政省 Circular 103/2014/TT-BTC

この Circular は、ベトナムで事業を行うまたはベトナムで所得を得る外国の組織・個人に対して適用される納税義務（外国契約者税）の履行のためのガイダンスで、2014年10月1日に発効し、従来の Circular 60/2012/TT-BTC は効力を失います。

この Circular の発効日（即ち、2014年10月1日）前に締結されたコントラクト、サブコントラクトに関わる付加価値税、法人所得税の納税義務計算については、引き続き、契約締結時点での対応する法令文書のガイダンスに従い実施します。

Circular 103/2014/TT-BTC で改正・補足されているいくつかの点について以下の通りご紹介致します。

適用対象の追加

- インコタームズの貿易条件が定めるいずれかの受渡し条件に基づいて物品を供給し、かつ、ベトナム領土内部までの物品に関わるリスクを負う販売側である外国の組織・個人（従来の規定では、DDP、DAT、DAPのみに適用されていました）。
- 以下3つのグループが外国契約者税の対象として追加されました。
 - ベトナムの組織への委任または委託の場合を含め、ベトナムでの物品流通販売・サービス提供を行う外国の機関・個人。
 - ベトナムの組織・個人を通して、自らの名義による契約交渉・締結を行う外国の機関・個人。
 - ベトナム市場での輸出入権・流通販売権を行使する外国の機関・個人。物品を購入して輸出、ベトナムの商人へ物品を販売する外国の機関・個人。

適用対象外の修正・補足

- 売主側の保証責任義務の条項がある物品受渡しの場合を含めて、ベトナムで実施されるサービスを伴わないベトナムの機関・個人への物品供給の場合に関する規定がより明確になりました。
- 国際運輸、出入国港通過、出入国港と税関との移動、貨物の保管、または、他企業による加工の補助のために、保税倉庫または内陸クリアランス・デポ（ICD）を貨物の倉庫として使用する外国の組織・個人が外国契約者税の適用対象外として追加されました。

4. 法人所得税の優遇対象とならない2009年から2013年までの期間における拡張投資による追加所得の計算方法に関する2014年8月15日付け税務総局ガイダンス Official Letter No. 3311/TCT-CS

この Official Letter では、2009年から2013年までの期間について、2008年法人所得税

法および関連施行ガイダンスでは、この期間に発生した拡張投資プロジェクトによる追加所得に対する法人所得税の優遇措置の規定は無く、拡張投資プロジェクトによる追加所得の具体的な計算方法のガイダンスもまだ無いことを、税務総局が確認しています。

2009年から2013年の期間に拡張投資プロジェクトがあっても、財政省ガイダンス Circular 130/2008/TT-BTC、Circular 123/2012/TT-BTCの規定に基づく課税所得計算のための拡張投資プロジェクトの売上または費用の計算ができない場合、法人所得税の優遇措置対象とならない拡張投資プロジェクトによる追加所得の計算は、下記2つの方法から選択します。

計算方法 1:

法人所得税の優遇措置対象とならない拡張投資プロジェクトによる追加所得 = 年間の課税所得総額 (優遇措置を受けないその他所得は含まない) \times [「製造事業活動のために使用されている拡張投資の固定資産価額」 / 「製造事業活動のために使用している実際の固定資産取得原価総額」]。

「製造事業活動のために使用している実際の固定資産取得原価総額」には、完成し引渡し済みで使用開始している拡張投資の固定資産価額、および、年度末の貸借対照表上の数字に基づく製造事業のために使用している現在有している固定資産の取得原価を含みます。

計算方法 2:

法人所得税の優遇措置対象とならない拡張投資プロジェクトによる追加所得 = 年間の課税所得総額 (優遇措置を受けないその他所得は含まない) \times [「製造事業活動のために使用されている拡張投資額」 / 「製造事業活動のために使用している実際の投資資本総額」]。

「製造事業活動のために使用している実際の投資資本総額」とは、年度末の貸借対照表上の数字に基づく製造事業のために使用している自己資本および借入資本の資本総額です。

1つの拡張投資プロジェクトから発生する課税所得に対しては、1つの計算方法しか適用できません。

2014年以降については、「製造事業活動のために使用している実際の固定資産取得価額総額」に対する「製造事業活動のために使用されている拡張投資の固定資産価額」の比率、または、「製造事業活動のために使用している実際の投資資本総額」に対する「製造事業活動のために使用されている拡張投資額」の比率に基づく、拡張投資による追加所得の計算方法が、2014年6月18日付け財政省 Circular No. 78/2014/TT-BTCにて補足されています。

5. 欠損金繰越しに関する2014年8月11日付け税務総局ガイダンス Official Letter No. 3144/TCT-CS

この Official Letter によれば、会計上の通貨単位として外貨 (米ドル) の使用許可を財政省から得ており、税務申告の際にベトナム・ドン (VND) への換算をしている場合、規定に基づく欠損金繰越しに際して繰越し可能な欠損金額は、税務当局へ提出済みの過年度の法人所得税確定申告書類で申告されているベトナム・ドン建ての欠損金額になります。

以上の規定・ガイダンスの改正内容に関する詳細にご関心があり、これら改正事項による御社の事業活動への影響について検討されたい場合は、Grant Thornton (Vietnam) の税務専門家へ詳細をお問い合わせ下さい。

Contact

Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building
106 Hoang Quoc Viet Street
Cau Giay District, Hanoi
T +84 4 3850 1686
W www.gt.com.vn

Hoang Khoi

Tax Partner
D +84 4 3850 1618
E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner
D +84 4 3850 1620
E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形薫 (Kaoru Okata)

Director - Japanese Desk
D +84 4 3850 1680
E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director
D +84 4 3850 1684
E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager
D +84 4 3850 1681
E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang Street
District 1, Ho Chi Minh City
T +84 8 3910 9100
W www.gt.com.vn

Nguyen Hung Du

Tax Partner
D +84 8 3910 9231
E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Nguyen Thi Ngoc Uyen

Tax Director
D +84 8 3910 9232
E Uyen.Nguyen@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director
D +84 8 3910 9235
E Valerie.Teo@vn.gt.com

安永梢 (Kozue Yasunaga)

Senior Manager - Japanese Desk
D +84 8 3910 9260
E Kozue.Yasunaga@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Tax Senior Manager
D +84 8 3910 9233
E MongVan.Tran@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager
D +84 8 3910 9236
E Thai.Nguyen@vn.gt.com

